

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加 埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
お待ちしています！ 三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.8
09年5月7日発行



4月22日浦和駅西口宣伝

憲法25条「生存権」

三郷生活保護裁判は

三郷生活保護裁判とは、三郷市を相手にした、国家賠償請求裁判です。三郷市では、夫が病に倒れ生活が困窮している世帯に対し、一年半にわたって何度も生活保護の申請を申し出たにもかかわらず

窓口で拒絶するという、申請権を侵害する事件が起きました。弁護士の同行によってようやく生活保護費の支給が決定されましたが、数ヶ月後には市当局が都内への転居を迫り、そのまま転居先の福祉事務所への通知義務を怠り、保護申請も禁止するという指導を行いました。

こうした市当局の違法行為に対して、この世帯は「生活困窮者を自分たちと同じようなつらい目にあわせないで欲しい」と、国家賠償請求の裁判に立ち上がりました。「この訴訟の第一の意義は、全國の生活保護窓口で見られる受給申請抑制（水際作戦）と保護開始後の打ち切り（硫黄島作戦）が行われることがままあり、実際にその当事者となつた原告が、声を上げることで、憲法25条、生活保護法の本来のあり方を問おうと、裁判となっています。



4月22日浦和駅西口宣伝

生活保護法一条は

生活保護法一条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」この条文にあるように、国の責任として、島作戦）の実情を明らかにすること。第二に、生活保護が「最後のセーフティーネット」であり、人びとの命と暮らしを支える「最後の命綱」であることを再確認し、憲法25条の生存権保障を実質化する

ことです。

この条文にあるように、国の責任として、島作戦）の実情を明らかにすること。第二に、生活保護が「最後のセーフティーネット」であり、人びとの命と暮らしを支える「最後の命綱」であることを再確認し、憲法25条の生存権保障を実質化する

申請抑制（水際作戦）と保護開始後の打ち切り（硫黄島作戦）が行われることがままあり、実際にその当事者となつた原告が、声を上げることで、憲法25条、生活保護法の本来のあり方を問おうと、裁判となっています。

「年越し派遣村」は



弁護士会館での裁判報告会

大企業を中心とした派遣切り、期間工切りが、昨年秋以降全国で起きるなか、東京の日比谷公園で、社会的連帯のもと「年越し派遣村」は取り組まれました。

具体的には、「年越し派遣村」に集まつたは、今まで雇用労働者でまともに仕事をしていた人びとが、仕事

健康を損ね、いのちの保障さえないこと。などを浮き彫りにしました。そしてこの現実が、世論を動かし、行政を動かしました。

具体的には、「年越し派遣村」に集まつたは、今まで雇用労働者でまともに仕事をしていた人びとが、仕事

を失つたとたんに、住まいも生活の糧も失い、路上生活者となること。

に八、九の両日、受給決定が出ています。

このことは、自治体窓口が始まった1月5日からの、短期の生活保護受給決定であり、

いかなければなりません。すでに、「年越し派遣村」以降、国や県の生活保護指針などに変化が現れ、いくつかの前進を得ています。

埼玉県福祉部長通知

①離職による路上生活の未然防止――居住地を失う

と自立の可能性を狭めることとなるため、居住地を失う恐れのある要保護者に対しても居住地を失う前に適切に生活保護を適用すること。

どうぞ、この裁判を勝たせるため、さいたま地方裁判所あて「憲法で保障された生存権を守り生かすため公正な審理と判決を求める要請書」署名、裁判傍聴へのご協力を呼びかけるものです。

署名は、あと、五千回頭弁論では、争点が明らかになり、被告の問題点も明らかになるものと思われます。

多くの裁判傍聴をお願いします。

三郷生活保護裁判、世論が後押し

筆を積み上げ、第二次提出を行います。

裁判の今後の進行

今後、裁判の争点を明らかにするため、進行協議が、原告代理人と被告代理人、裁判官により5月8日、行わ

れます。争点を明らかにしたうえで、6月2

4日、第9回頭弁論となります。この第9

回頭弁論では、争点が明らかになり、被告

の問題点も明らかになれるものと思われます。

多くの裁判傍聴をお願いします。

②速やかな保護決定

③居所の確保――住宅扶助

費用の柔軟な支給として、申請により1・3倍まで認める

と。
「年越し派遣村」以降も、次々おこる雇止め解雇に、多くの労働者たちが巻き込まれています。理不尽な解雇は不当と、労働組合などと解決を進めている労働者もいます。しかし、職や住まいを失った人びとの最後のセーフティーネットは、生活保護です。

④実施機関が異なる場合

相談を受けた福祉事務所が申請意思を確認し、申請を受けた後、実施責任を負う福祉事務所に申請書を送付すること。など、通知に基づく実施が、求められま

埼玉県の福祉行政の変化

生活保護を生きたもの、誰もが頼れるもの、

利用できるものにして

第九回口頭弁論と宣伝の日程

日 時・〇九年六月一四日(水)

午前十一時〇〇分～十一時三〇分
傍聴の抽選は、十時三〇分です。

場 所：さいたま地方裁判所一〇一法庭
*弁護団報告会が裁判終了後

*当曰、浦和駅西口宣伝をおこないます。

*時間は午前八時～午前九時